

第3章 史跡松本城の現状

1 指定に至る経緯

(1) 当初指定

大正8年に史跡名勝天然記念物保存法が公布され、長野県が県内の史跡名勝天然記念物調査を実施し、大正12年から調査報告書を刊行しました。松本城は、大正12年に唐澤貞治郎氏、岩崎長思氏による調査成果が「史蹟名勝天然記念物調査報告書第1集」に掲載されました。

昭和3年8月には、松本城の史跡指定に関する内申が行われ、昭和5年11月19日付で「松本城」が史跡名勝天然記念物保存法による史跡に指定されました。戦後、昭和25年の文化財保護法の施行に伴い、史跡名勝天然記念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

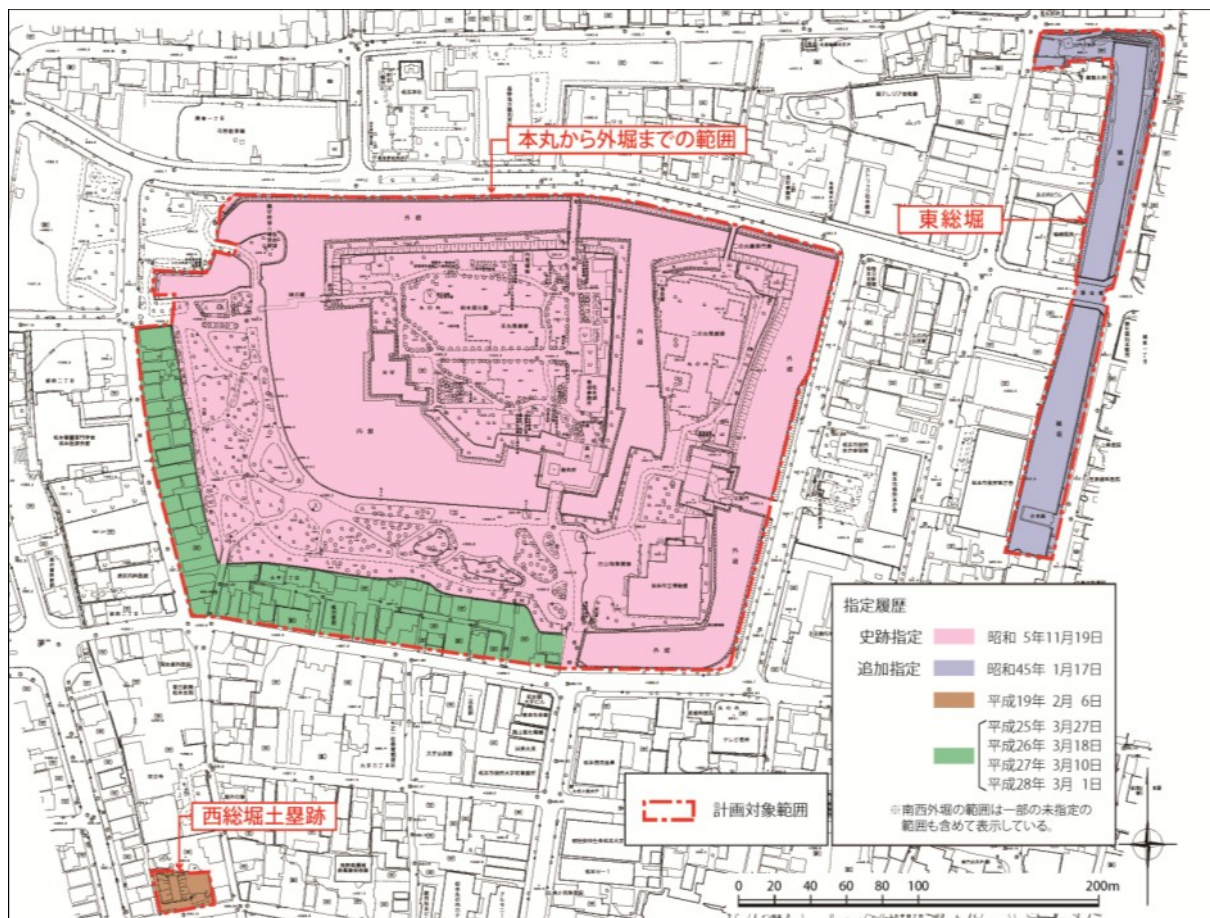
なお、天守は昭和11年に国宝保存法により「松本城」として国宝(旧国宝)に指定されました。文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年に「松本城天守」として国宝に指定されました。

(2) 追加指定

昭和45年には東総堀が、平成19年には西総堀土塁跡がそれぞれ史跡松本城に追加指定されています。平成24年度からは、南・西外堀復元事業の推進に伴い、事業用地の追加指定に取り組んでいます。現在の史跡指定範囲は、第14図のとおりです。

東総堀は、総堀のうち水堀として残存している範囲(北西隅部分は埋め立てられています)であり、昭和5年の当初指定範囲に含まれなかったものの、昭和15年に、本丸・二の丸等と共に風致地区(松本城址地区)に指定され、景観上の保護が図られていました。昭和41年2月に史跡追加指定の申請を行い、昭和42年2月に長野県により、文化財保護法第70条第1項(当時 現在の第101条第1項)による史跡仮指定を受けました。昭和42年8月に再度史跡追加指定の申請を行い、昭和45年1月に指定となりました。

当時、総堀を埋め立てて土地として利用を図るべきとの要望が市民から多く寄せられており、史跡として保護を図るため、追加指定の申請に至ったものです。中心市街地に広い土地が必要となっていたこと、松本



第14図 史跡松本城指定範囲

市有地として松本市が管理していたものの、管理が不十分であったこと等が背景にあったようです。風致地区に指定されていたことから、水面の埋立が規制され、史跡指定までの間、水堀の姿をとどめていたもので、風致地区の指定が東総堀の保存に大きな役割を果たしていました。

西総堀土塁跡は、顕在遺構として残存している3カ所の総堀土塁の一つとして把握されていましたが、文化財指定等の保護措置が取られずにいました。平成18年に土塁の削平を伴う開発行為が予定されたことから、当時の土地所有者と協議を行い、発掘調査を実施し、土塁、その西側の総堀、東側の武家地が確認されました。顕在遺構として残存する数少ない貴重な遺構であることから、土地所有者の同意を得て、史跡追加指定を受けたものです。追加指定後、公有化し、西総堀土塁公園として整備し、公開活用を図っています。

南・西外堀は大正8年から昭和初めにかけて埋め立てられ、現在は住宅地や店舗の立ち並ぶ範囲です。「松本城周辺整備報告書」、「中央公園整備計画」、「松本城およびその周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられ、現在に至っています。「松本城およびその周辺整備計画」では、南・西外堀復元事業を、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進めてきました。平成19年度から、市として南・西外堀と内環状北線の一体的な整備に具体的に取り組むこととし、組織整備、権利関係者への意向調査、復元事業に関する事業計画の策定等を実施しました。平成24年度からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図り、平成25年度からは追加指定範囲の公有化に取り組んでいます。



第15図 南・西外堀の範囲と史跡指定を図る範囲

2 指定の状況

(1) 指定告示及び指定理由

ア 当初指定（昭和5年）

○文部省告示第二百二十二號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和五年十一月十九日

文部大臣 田中 隆三

第一類

史蹟

名稱	地名	地番
松本城	長野縣松本市大字北深志字二の丸	一番イ號、一番ロ號、一番ハ號ノ一、一番ハ號四、一番ニ号、一番ノ一、二番、三番ト號ノ四、三番ト號ノ五、三番ノ五、一五六六番ノ一、一五六六番ノ二、一五六六番ノ三
	同字二の丸跡地	三番イ號、三番ロ號ノ一、三番ロ號の二
	同字花畑	三番ハ號一ノ二、三番ヘ號二ノ一ノ一
	同字土井尻町	二五番
		右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明

松本市ノ北部ニ位スル平城ニシテ天正年間石川康昌ノ経営ニ係リ其ノ子光長城壘ヲ修築シテ現今ノ規模ヲ成セリト傳フ後小笠原、戸田、水野ノ諸氏在城シ享保十年戸田光慈入城シテ子孫相繼キ明治維新ニ至ル 城構ハ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ備ヘ本丸ハ周圍ニ城門ヲ有スル石壁並城濠ヲ繞ラシ西部ニ五層ノ

天守閣三層ノ小天守及月見櫓ヲ有シ東南ニ黒門趾ヲ残セリ二ノ丸ハ本丸ノ東及南ニ連リ外濠ノ見ルヘキモノアリテ三ノ丸ハ全ク市街地トナリタルモ外濠ハ溝渠トナリテ諸所ニ遺存セリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

建物ハ應急ノ修理ト雖十分ノ注意ヲ要ス

(注：「保存要目史蹟ノ部第四」は、「古城址、城砦、防壘、古戦場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史跡」)

イ 東総堀の追加指定（昭和45年）

○文部省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松本城（昭和五年文部省告示第二百二十二号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十五年一月十七日

文部大臣 坂田 道太

所在地	地域
長野県松本市大字北深志丸の内	一〇二番ノ七のうち実測一〇平方メートル、一〇四番ノイノ一のうち実測五五平方メートル、一〇四番ノイノ二のうち実測一四平方メートル、一〇四番ノ四、一〇四番ノ一五のうち実測九・四五平方メートル、一〇四番ノ一六、一〇四番ノ一七、一〇四番ノ一八、一〇四番ノ一九、一〇四番ノ二一、一〇四番ノ二二、一〇四番ノ二三、一〇四番ノ二四、一六三番ノロ 松本市道葵馬場線道路敷のうち右の地域内に介在する部分を含む

指定説明

既指定地は、本丸跡、二の丸跡、外堀の一部であるが、三ノ曲輪跡東側に現存する惣堀を追加指定するものである。

ウ 西総堀土塁跡の追加指定（平成19年）

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年二月六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号及び昭和四十五年文部省告示第二号	長野県松本市大手二丁目	五四番四、五五番六

指定説明

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配をめざすが、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀をめぐらし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。松本市教育委員会は平成11年に「松本城およびその周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は西総堀土塁の一部であり、開発計画に伴い、市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、石川氏による築城時のものであると考えられるに至ったことから、追加指定を行い、保護の万全を期そうとするもので

ある。

エ 南・西外堀の追加指定（平成25～28年）

○平成25年文部科学省告示第四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号及び平成十九年文部科学省告示第十二号	長野県松本市大手三丁目 同城西二丁目	三番一のうち実測一一〇・二二平方メートル、三番六のうち実測四七四・二八平方メートル、三番七のうち実測四四五・四〇平方メートル、三番九のうち実測三五六・三二平方メートル、三番一〇のうち実測六九・五九平方メートル、三番一一のうち実測二九二・一七平方メートル、三番一二のうち実測一〇二一・三三平方メートル、三番一三のうち実測三三二・一四平方メートル、三番二六のうち実測九・一九平方メートル、三番二七のうち実測六九・三二平方メートル、三番二八のうち実測二〇・三四平方メートル、三番二九のうち実測三四三・三六平方メートル、三番三〇のうち実測一五・三四平方メートル、三番三一のうち実測二一二・六〇平方メートル、三番三二、三番三三、三番三四、三番三五、三番三六、三番三七、三番三八、三番三九のうち実測三六二・七九平方メートル、三番四〇、三番四一、三番四二、三番四三のうち実測七五・〇七平方メートル、三番四四、三番四五、三番四六、三番四七 三番三のうち実測二二二七・四三平方メートル 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成26年文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市大手三丁目 同 松本市城西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五一平方メートル、三番九三、三番九六 三番三、三番二五、三番三六、三番四二 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成27年文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	長野県松本市大手三丁目 同 城西二丁目	三番七五、三番七七のうち実測九八・七〇平方メートル、三番八四、三番八五 三番二三 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成28年文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	長野県松本市城西二丁目	三番二九

指定説明（平成25年度のもの）

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が回復し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を廻らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡が追加指定された。松本市教育委員会は平成11年に「松本城およびその周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は南外堀西側と西外堀に相当する。当該地は明治20年（1887）、長野県から松本斎産土地株式会社（堀での養魚を目的に結社）に払い下げられ、現在も同社がほとんどの土地を所有している。大正期に至って、堀を埋め、宅地として貸し付けることが始まり、昭和初期には大部分が宅地となったことが跡づけられる。平成9年、同18年、同20年に松本市教育委員会は南・西外堀の範囲確認のた

めの調査を実施し、平成23年度には松本市が「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定し、幕末維新期の外堀の復元を行うこととした。外堀の三の丸側は、享保13年（1728）の絵図に、西外堀は土坡、南外堀の西側は石垣と表現されているが、発掘調査の成果ともよく符合するものであった。

今回、松本城の城郭構造を考える上で重要であり、その範囲と構造が明らかとなった南・西外堀の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(2) 国宝松本城天守の指定

ア 旧国宝保存法による国宝指定（昭和11年）

○文部省告示第二百三號

國寶保存法第一條ニヨリ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十一年四月二十日

文部大臣 平生 鈞三郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺 渡り櫓 二層渡櫓、屋根本瓦葺 辰巳附櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 月見櫓 單層、屋根四注造、本瓦葺	國（文部省所管）	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸

指定理由

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文祿三年石川玄蕃光長大ニ土木ノ工ヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、塀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一タビ地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

イ 文化財保護法による国宝指定（昭和27年）

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第一号表

上 欄		下 欄					
建造物の部							
名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
松本城	昭和十一年文部省告示第二百三号	松本城天守 天守 乾小天守 渡櫓 辰巳附櫓 月見櫓	五棟	五重六階、本瓦葺 三重四階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 一重、地下一階附、本瓦葺	国（文部省所管）		長野県松本市大字北深志字二ノ丸

(3) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係と指定後の地番変更

史跡指定範囲の現在の土地所有関係は第16図、地目は第17図のとおりです。また、表4に指定範囲

の地番、地目及び所有者について、指定当時のものと現状をまとめました。東総堀及び南・西外堀の一部が民有地となっているほかは、本丸・二の丸・内堀・外堀（水堀として現存する範囲）、西総堀土塁跡は全て公有地です。平成28年4月1日現在の指定総面積（登記簿上の面積）は92,889.51平方メートルあり、うち国有地が26,618.15平方メートル（28.7パーセント）、県有地が21,951平方メートル（23.6パーセント）、市有地が38,756.37平方メートル（41.7パーセント）、民有地が5,573.99平方メートル（6.0パーセント）です。

本丸全域と二の丸及び内堀の一部は国有地であり、松本市が文化庁長官宛に国有財産使用許可申請書を提出し、都市公園の用に供することを指定用途として無償での使用許可を得ています。

また、二の丸の大半と内堀の一部は長野県有地であり、長野県と松本市の間で県有財産使用貸借契約を締結し、都市公園敷地を使用用途として使用貸借（無償での貸借）しています。

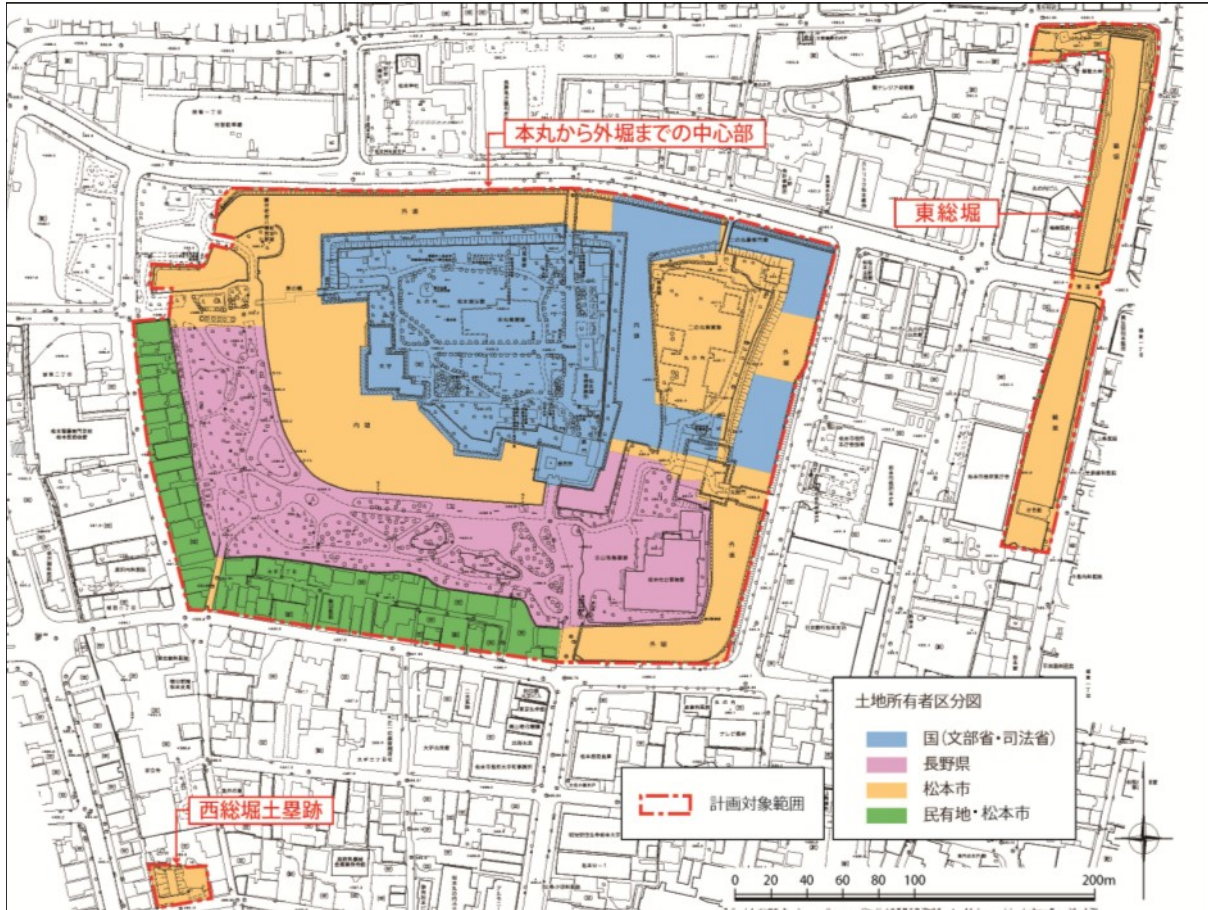
民有地は南・西外堀と東総堀西側にあります。

イ 管理団体の指定

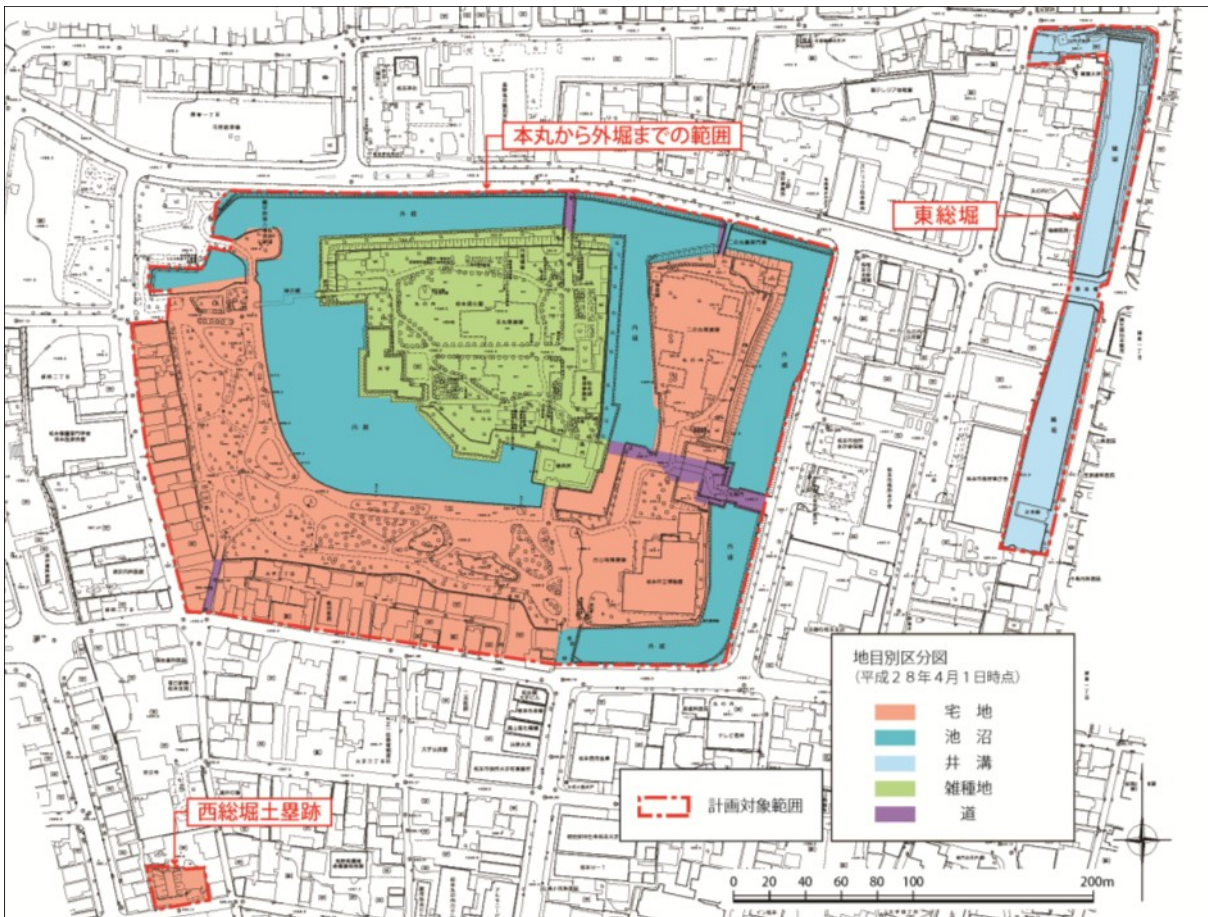
昭和6年1月28日付で、史跡名勝天然物記念物保存法第5条第1項の規定により、松本市は史跡松本城の管理者に指定されています。昭和25年の文化財保護法施行に伴い、「史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則」により、引き続き管理者として指定されました。更に、昭和29年の文化財保護法の改正に伴い、この規則が廃止され、現在は文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体となっています。

ウ 公有化の経緯

当初指定範囲は、指定当時の民有地部分（内堀及び二の丸北西部（外堀及びその南側、若宮八幡社跡）、太鼓門東側土橋北側の外堀の一部）を昭和23年及び昭和32年に公有化し、全域が公有地（国・長野県・松本市）となっています。また、二の丸御殿跡（旧地方裁判所跡地）については、昭和50年度に松本市が長野県から取得しています。追加指定範囲のうち、東総堀は史跡指定前の昭和25年に国から松本市へ払下げとなりました。西側石垣上に民有地がありますが、その一部を、平成5年度に松本市が取



第16図 史跡松本城土地所有者区分図



第17図 史跡松本城地目別区分図

得しています。西総堀土塁跡は、指定後に松本市が取得しています。南・西外堀については、関係権利者の同意の得られた箇所から順次公有化を進めています。

3 調査と保存整備の経過

(1) 発掘調査

史跡指定範囲内では、史跡整備事業に伴う発掘調査、現状変更に先立つ試掘調査がこれまで実施されています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として松本城の範囲（総堀を含む）までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、史跡指定地外の松本城三の丸、松本城下町の範囲内における開発行為等に伴い、武家地、町屋、堀跡等の記録保存のための発掘調査が実施されています。史跡指定範囲を含む松本城跡内でのこれまでの発掘調査地点を第18図に、概要を表5に示しました。

(2) 保存整備の経過

明治維新とその後の近代の土地利用の中で、松本城は往時の姿の多くを失いました。松本城本丸及び二の丸は、明治から昭和にかけて旧制中学校及び裁判所敷地として利用されました。旧制松本中学校が昭和10年に移転した後、本丸及び二の丸は公園として利用されましたが、第二次世界大戦の影響もあり、本格的な整備は行われませんでした。天守については、明治36年から大正2年にかけて修理が行われました。

戦後、昭和25年から30年にかけて天守の解体修理が行われ、本丸の石垣修理等も実施されました。また、本丸・二の丸とも園路・便益施設・植栽等の公園整備が昭和31年までに行われ、現在の本丸・二の丸の基本的な姿が形成されました。公園整備は、昭和27年度に加藤誠平東京大学助教授（当時）に設計を委託し、加藤氏及び前野淳一郎同大学助手（当時）により設計されています（図版9）。本丸庭園・二の丸の公園とも加藤氏による設計に松本市土木課（当時）が修正を加えた上で施工されており（図版10）、本丸庭園は、加藤氏による設計にほぼ基づいていますが、二の丸は設計からかなり変更されています。

昭和41年には、現在も二の丸にある松本市立博物館（当時は日本民俗資料館）の建設に際し、文化庁から史跡としての整備の将来計画を作成するよう指導を受け、将来計画を作成しています。



第18図 松本城発掘調査地点位置図

また、松本城西側に高層マンションが建設されたことを契機に、松本城及びその周辺の景観保護を中心とした検討が行われ、昭和48年に「松本城周辺整備報告書」としてまとめられました。この報告に基づき、松本城周辺建物の高度規制が始まり、松本城を中心とした歴史的景観の保護が図られるようになりました。

一方で、市街地にある公園としての利用を前提とした整備が先行して行われた結果、噴水などの史跡にそぐわしくない構造物等が設けられました。これらを改めると同時に、失われた遺構の顕在化（復元）を目的とした「中央公園整備計画」が昭和52年に策定されました。これに基づき、噴水や史跡指定地外ですが児童遊園など、史跡にそぐわしくない構造物等の撤去が行われるとともに、二の丸御殿跡に置かれていた地方裁判所の移転に伴う二の丸御殿跡の整備（発掘調査及び平面表示、周辺の石垣・土坡の修理等）、黒門二の門及び袖堀の復元、太鼓門櫓形及び太鼓門の復元等が計画的に実施されました。

太鼓門復元が平成11年に竣工の見込みとなり、その後の史跡整備の基本計画として「松本城およびその周辺整備計画」が平成11年に策定され、現在はこれに基づいた整備と石垣等の修理を実施しています。

以上のように、これまでの松本城の保存整備については、①明治維新や近代以降の土地利用に伴う改変箇所の整備、失われた遺構の顕在化、②昭和30年代に行われた公園整備のうち、史跡にそぐわしくないものの除却、③き損箇所の修理について、整備計画に基づき実施し、現在に至っています（表2）。

4 史跡松本城の特性

史跡松本城の保存・活用・整備を検討する上で、考慮すべき特性は以下のとおりです。

(1) 史跡と共に保存・活用を図るべき天守が現存していること

松本城は明治維新の際、門、櫓を始め多くを失いましたが、市民の努力により五重六階の天守が現存し、国宝に指定されています。天守を中心に石垣、水堀が良好に現存し、近世城郭の姿を良く留め、往時の姿を

表2 史跡松本城 城郭整備（公園整備を含む）の経過

年度	種別	場所	件名	内容
明治初年	建物保存	本丸	天守保存	市川量造の尽力により天守は破却を免れる
明治34～大正2	建物修理	本丸	天守修理	小林有也らの尽力による天守の修理（明治の大修理）
昭和25～30	建物修理	本丸	天守解体修理	国直轄の解体修理第一号（昭和の大修理）
昭和25～30	遺構立面	本丸	天守台他石垣修復	天守解体修理に伴うもの（本丸南側石垣）
昭和25～30	堀復元	内堀	内堀一部復元	黒門石垣復旧の際、周辺の埋められていた内堀を復元
昭和28	石垣復元	本丸	黒門石垣復元	明治期に一部崩されていた東石垣を復元
昭和28～31	公園整備	本丸・二の丸	本丸・二の丸の公園整備	加藤誠平氏による設計を基に松本市土木課が設計、施工 内堀外周石垣、北外堀三の丸側土坡の改変
昭和30	その他	本丸	埋の橋架橋	二の丸から埋門への橋を建設（史実に基づいたものではない）
昭和35	建物復興	本丸	黒門復興	名古屋城を参考に市民からの多くの寄付を得て復興
昭和42～44	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	根石を確認し、北門台の一部、南門台の裏側一部を復元
昭和44	石垣修理	二の丸	若宮八幡跡地石垣修理	コンクリートになっていた同石垣を旧規に修理
昭和44	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣・埋門北側石垣	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣の修理
昭和45	石垣修理	本丸	北門土橋石垣修理	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和47	石垣修理	本丸	埋門北側石垣修理	経年劣化等により崩落した石垣を修理
昭和49	石垣修理	総堀	総堀西面石垣修理	崩落した石垣（近代に付加された石垣）を修理
昭和54～60	平面表示	二の丸	二の丸御殿跡整備	裁判所移転後発掘調査実施、成果を平面復元
昭和54・55	石垣復元	二の丸	太鼓門北門台石垣復元	二の丸御殿跡整備と合わせてきた門台石垣を復元
昭和58	堀復元	二の丸	東外堀復元	二の丸御殿跡整備とあわせて、埋められていた堀を復元
昭和63	建物復元	本丸	黒門枳形二の門・袖堀復元	発掘調査により基礎確認
平成元	建物復元	二の丸	二の丸裏御門橋復元	土橋を撤去し、木橋を復元
平成2～3	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	南門台石垣の高さ決定、門復元の前段階
平成元～3	土坡・石垣整備	外堀	本丸北外堀北面土坡・石垣整備	本丸北外堀北側の市道改良事業に合わせて、土坡及び石垣を整備
平成8～11	建物復元	二の丸	太鼓門復元	一の門、二の門を復元（太鼓櫓は復元できず）
平成14	石垣修理	外堀	東外堀東面石垣修理	ケヤキの成長により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成15～16	石垣修理	総堀	東総堀西側石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成18～20	遺構立面 遺構平面	三の丸	西総堀土塁整備	個人宅に残されていた土塁を発掘調査成果に基づき復元整備、あわせて隣接する武家屋敷地を平面表示
平成20	石垣修理	二の丸	内堀（埋橋南）石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成22～26	石垣修理	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣上に成長したケヤキの影響、経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成24～26	石垣修理	本丸	埋門南側石垣修理	地震により被害を受けた石垣の修理（災害復旧）

現在に伝えており、天守（建造物）と史跡の一体的な保存・活用及び整備を図る必要があります。一方で、天守がその中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

- (2) 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園であること
市街地の中の大規模な都市公園として、多くの市民が訪れ、憩いの場等として広く親しまれています。
- (3) 国内でも有数の観光地になっていること
史跡松本城には、天守を中心とした見学者、本丸・二の丸で開催されるイベントへの来場者等、多くの市民・観光客が訪れています。上高地とともに、松本市の代表的な観光地であり、長野県内はもとより、全国的にも有数の観光地となっています。近年は外国人観光客も多く訪れるようになっています。
- (4) 松本市のシンボルであり、中心市街地のまちづくり、地域経済等の中核であること
松本市は、松本城及びその城下町を基礎に発展してきました。松本城は、地域経済、まちづくり、文化等、松本市の様々な面で中核に位置しています。松本城で開催される各種イベントも、市街地にある広い公園という利便性に加え、松本城で開催するという象徴的な意味が重んじられる傾向にあります。また、松本城への観光客の市内への回遊、宿泊等による地域経済の活性化にも大きく貢献しています。
- (5) 明治維新以降の改変により、江戸時代の姿を留めていない箇所が多いこと
明治維新後、櫓、門、土塁等は取り壊され、本丸、二の丸は旧制中学校校地等として利用され、また外堀・総堀は埋立てられ、三の丸は市街地となりました。一方で、改変箇所を説明板等の設置により適切に情報提供することで、江戸時代の本来の姿を示すとともに、近代以降の土地利用や中心市街地の形成過程について理解を深めてもらうことができます。
- (6) 三の丸及び城下町に江戸時代の町割りが残っていること
松本城三の丸及び松本城下町は、明治・大正期の火災や近代以降の開発により、江戸時代の建造物はほとんど残っていませんが、町割りが良く残されています。
- (7) 史跡指定地外にも土塁等の重要な遺構が残存していること
史跡指定地外にも松本城の本質的価値を構成する要素として、顕在遺構である総堀土塁、総堀水切り（水持ち）土手等、地下遺構として大手門枡形等が残存しており、今後その保護を図る必要があります。

5 松本城に関連する歴史資産

松本市内には、松本城に関連する文化財が数多く残されています。そのうち主な指定等文化財を表3にまとめました。中世以来この地を治めた小笠原氏に関するものとしては、若宮八幡社本殿、筑摩神社本殿などの建造物、数多くの山城があります。歴代藩主に関するものとして、藩の古文書、古絵図、厚く信仰した神社に関するもの、藩主の墓所などがあります。また、城下町に残された江戸時代の数少ない武家屋敷や寺院建築の他、江戸時代から現在に続くぼんぼんと青山様、七夕といった習俗、城下町の賑わいを伝える初市の宝船など、多岐にわたっています。これらに加えて、指定等の措置は取られていないものの、同様に松本城や城下町と関連した文化財が数多くあります。

明治時代に発生した3回の大火のため、城下町に江戸時代の建造物はほとんど残されていませんが、当時の町割りがよく残っており、屈曲のある道や食い違い等、城下町としての道筋の特徴も随所に見ることができます。こうした城下町の町割りから、現在の松本市が松本城及び城下町をその基盤とし、江戸時代から現在に至るまで松本城がその中心に位置し続けていることがわかります。

また、深志城や松本城及びその城下町の姿を留める遺構が、埋蔵文化財として残っており、今後の発掘調査の進展により、文献史料では確認することのできない史実が明らかになっていくことが期待できます。

こうした様々な文化財は、指定・未指定を問わず、地域の歴史を語る関連文化財群として一体として把握することで、地域の歴史に関する理解をより深めることができます。例えば市内に点在している山城と松本城とを歴史的に関係づけて理解できるようなストーリーを提示することで、山城と松本城それぞれに対する理解を深めることができ、更に市内の各地区に所在する身近な文化財を通じて、中心市街地にある松本城の理解を深めることも可能となります。

松本城に関連する数多くの歴史資産についても、松本城や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして、保存・活用を図る必要があります。

表3 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財

種別	名称	場所（松本市）	概要	指定
建造物	若宮八幡社本殿	筑摩3	かつて松本城内にあったものを移築	国
	筑摩神社本殿	筑摩2	小笠原政康が永享11年(1439)に寄進	
	橋倉家住宅	旭2	水野・戸田両家に仕えた武家の住宅	県
	筑摩神社拝殿	筑摩2	慶長15年(1610)造立	
	旧念来寺鐘楼	中央4	庶民の信仰により維持されていた念来寺の鐘楼。宝永2年(1705)の建立	
	旧長野地方裁判所松本支部庁舎	島立	明治41年に松本城二の丸御殿跡に建築	市
	松本城天守台土台支持柱残欠	松本城管理事務所	天守を支えていた支持柱の一部	
	高橋家住宅	開智2	県内で最も古い武家住宅の一つ	
	浄林寺山門	中央1	中世小笠原氏の創始。石川康長の菩提寺となり、歴代城主の厚い信仰を受けた	
	岡宮神社本殿	旭1	城主水野忠職が寛文3年(1663)に改築奉獻	
	千鹿頭神社本殿	神田1	高島城主寄進により正徳5年(1714)に建立	
	千鹿頭社本殿	里山辺	元文5年(1740)造立。城主戸田光雄の寄進	
	浅間温泉天満宮本殿	浅間温泉	城主水野氏勸請。松本藩が定期的に修理	
絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	松本市和田境	旧念来寺什物。松本藩の絵師によるもの	市
工芸品	野々山家伝来拵付大小	松本城管理事務所	戸田家重臣の野々山家の家宝の刀	
	戸田家伝世の甲冑	松本市立博物館	藩祖戸田康長着用と伝わる	
	松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	松本市立博物館	戸田家伝来。城主奥方等が使用した乗物	
	岡宮神社神輿	松本市旭1	元禄13年(1700)に城主水野忠直が寄進	
	深志神社神輿	松本市深志3	元禄11年(1698)に城主水野忠直が寄進	
古文書	朱印状及び領知目録	松本城管理事務所	将軍家からの朱印状	
	諸士出身記並びに出身記・出身帳等	松本城管理事務所	戸田家全家臣の身上を記した文書	
歴史資料	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	松本市立博物館	松平直政の事績の一つ	
	信濃国松本藩領大絵図	松本城管理事務所	藩領全体を表した絵図	
	松本城下絵図	松本城管理事務所	享保十三年(1728)の城下絵図	
	深志神社の宝物	松本市深志3	小笠原秀政の甲冑の神像等を忠政が寄進	
	松本神社の宝物	松本市丸の内	戸田家由緒の品々	
有形民俗	餌差町十王堂の諸仏	松本市大手5	城下町東の十王堂に祀られていた諸仏	国
	七夕人形コレクション	松本市立博物館	江戸時代からの城下町の七夕習俗を示す	
	民間信仰コレクション	松本市立博物館	城下町の習俗を示す木造道祖神像ほか	
	初市の宝船・七福神人形	松本市立博物館	初市に引き出された宝船と七福神人形	
無形民俗	松本城下町の舞台	松本市深志3他	城下町鎮守の舞台	市
	ぼんぼんと青山様	松本市内	江戸時代末期頃から本町・中町・東町を中心に始まった子どもたちの行事	
史跡	松本のミキノクチ製作習俗	市内	武士の内職として始まった竹細工の縁起物	県
	小笠原氏城跡林大城	里山辺・入山辺	小笠原氏及び関連する山城	
	小笠原氏城跡林小城	里山辺		
	小笠原氏城跡桐原城	入山辺		
	小笠原氏城跡山家城	入山辺		
	小笠原氏城跡埴原城	中山		
	稲倉城跡	稲倉		
	伊深城跡	岡田伊深		
	平瀬城跡	島内		
	波多山城跡	波田		
	井川城跡	井川城1		
	廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺	小笠原秀政・忠脩父子の墓所	
	御殿山小笠原家廟所	浅間温泉	小笠原貞慶・秀政・忠脩の廟所	
	水野家廟所	大村	玄向寺にある水野家5代の廟所	
	戸田家廟園	県2	通称「お塚」と呼ばれる	
源智の井戸	中央3	城下町形成以前からの井戸。歴代領主、城主が保護	市	

表4 史跡指定地地籍一覧表

史跡指定当初登記情報					現時点登記情報						
昭和5年11月19日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
二の丸	1-イ	国有地	宅地	6,329.04	1-4	市有地	宅地	5,414.12	昭和40年9月1日 昭和61年7月4日	住居表示整備に伴い所在変更 1-4,1-5に分筆 地目変更による小数切捨	
	1-ロ	民有地	池沼	297.00	1-5	市有地	池沼	914.00			
	1-ハ-1	県有地	学校用地	2,132.00	1-ロ	市有地	池沼	297.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00	1-3	県有地	宅地	21,951.00	昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日 昭和50年3月10日	1-3に変更 住居表示整備に伴い所在変更 3-17,3-18,3-19を合筆 錯誤(地積 21951.00m ²)	
	1-ニ	民有地	池沼	578.00	1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1-1	国有地	宅地	901.15	1-2	市有地	池沼	578.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	2	国有地	雑種地	18,307.00	1-1	国有地	宅地	901.15	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ト-4	民有地	池沼	3,021.00	2	国有地	雑種地	18,307.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ト-5	民有地	宅地	753.58	3-ト-4	市有地	池沼	3,021.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-5	民有地	池沼	462.00	3-8	市有地	宅地	753.58	昭和32年10月10日 昭和40年9月1日	3-8に変更 住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00	3-5	市有地	池沼	462.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00	1566-1	国有地	池沼	4,003.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-3	国有地	池沼	1,590.00	1566-2	国有地	池沼	1,606.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
					1566-3	国有地	池沼	1,590.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
二の丸跡地	3-イ	県有地	学校用地	5,259.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-17に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
	3-ロ-1	県有地	学校用地	11,126.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-18に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
	3-ロ-2	県有地	学校用地	3,434.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-19に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
花畑	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ヘ-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00	3-ヘ-2-1-1	市有地	池沼	13,699.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90	25	市有地	宅地	402.90	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	小計			75,269.68	小計			75,268.76			

昭和45年1月17日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		備考
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	102-7の内	民有地	宅地	10.00	10.00	平成3年12月9日	102-7,102-13に分筆
	104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00	104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00	55.00		
	104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00	104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00	14.00		
	104-4	民有地	宅地	33.05	104-27	市有地	宅地	4.35	4.35	平成3年7月25日 平成4年6月8日 平成6年7月12日	104-4,104-27に分筆 104-11に合筆 104-1,104-32に分筆
	104-15の内	市有地	宅地	9.45	104-1の内	民有地	宅地	28.70	28.70		
	104-16	市有地	宅地	23.96	104-32の内	市有地	宅地	28.70	28.70		
	104-17	民有地	宅地	46.90	104-15の内	市有地	宅地	9.45	9.45		
	104-18	民有地	宅地	9.42	104-16	市有地	宅地	23.96	23.96		
	104-19	民有地	宅地	16.46	104-17	民有地	宅地	18.80	18.80	昭和45年5月2日	104-17,104-25に分筆
	104-21	民有地	宅地	6.14	104-25	市有地	宅地	28.10	28.10		
	104-22	民有地	宅地	6.61	104-18	民有地	宅地	9.42	9.42		
	104-23	民有地	宅地	18.71	104-19	民有地	宅地	16.46	16.46		
	104-24	民有地	宅地	18.18	104-21	民有地	宅地	6.14	6.14		
	163-ロ	市有地	井溝	7,699.00	104-22	民有地	宅地	6.61	6.61		
	小計			7,966.88	104-28	市有地	宅地	5.27	5.27	平成4年7月6日 平成6年7月12日 平成6年7月12日 平成8年4月18日	104-23,104-28に分筆 錯誤(地積 21.90m ²) 104-23,104-29,104-30に分筆 101-6に合筆 地目変更による小数切捨
	累計			83,236.56	104-29	市有地	池沼	17.00	17.00		
					101-30の内	民有地	宅地	0.11	0.11		
				101-6の内	民有地	宅地	4.30	4.30			
				104-24	民有地	宅地	5.45	5.45	平成6年3月30日	錯誤(地積 19.83m ²) 104-24,104-31に分筆	
				104-31	市有地	宅地	14.38	14.38			
				163-ロ	市有地	井溝	7,699.00	7,699.00			
				小計			7,976.50	7,976.50			
				累計			83,245.26	83,245.26			

平成19年2月6日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		備考
大手二丁目	54-4	民有地	宅地	394.50	54-4	市有地	宅地	394.50	394.50		
	55-6	民有地	宅地	284.98	55-6	市有地	宅地	284.98	284.98		
	小計			679.48	小計			679.48	679.48		
	累計			83,916.04	累計			83,924.74	83,924.74		

史跡指定当初登記情報

現時点登記情報

平成25年3月27日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-1の内	民有地	宅地	110.22	大手三丁目	3-1	民有地	宅地	44.81	平成25年6月27日	告示時点各地番を合筆 現在の各地番分筆 合筆、分筆による小数点第3位 以下の扱いの差により0.51㎡増
	3-6の内	民有地	宅地	474.28		3-54の内	民有地	宅地	73.90		
	3-7の内	民有地	宅地	445.40		3-55	市有地	宅地	511.76		
	3-9の内	民有地	宅地	356.32		3-56の内	市有地	宅地	31.96		
	3-10の内	民有地	宅地	69.59		3-57の内	民有地	宅地	152.63		
	3-11の内	民有地	宅地	292.17		3-58の内	民有地	宅地	147.47		
	3-12の内	民有地	宅地	1021.33		3-59の内	民有地	宅地	240.27		
	3-13の内	民有地	宅地	332.14		3-60	市有地	宅地	90.96		
	3-26の内	民有地	宅地	9.19		3-61の内	民有地	宅地	93.48		
	3-27の内	民有地	宅地	69.32		3-62の内	民有地	宅地	47.09		
	3-28の内	民有地	宅地	20.34		3-63の内	市有地	宅地	161.55		
	3-29の内	民有地	宅地	343.36		3-64の内	市有地	宅地	153.08		
	3-30の内	民有地	宅地	15.34		3-65	市有地	宅地	85.98		
	3-31の内	民有地	宅地	212.60		3-66	市有地	宅地	47.85		
	3-32	民有地	宅地	4.57		3-67の内	市有地	宅地	47.72		
	3-33	民有地	宅地	31.47		3-68の内	民有地	宅地	97.03		
	3-34	民有地	宅地	53.26		3-69の内	市有地	宅地	132.62		
	3-35	民有地	宅地	179.04		3-71の内	民有地	宅地	100.59		
	3-36	民有地	宅地	13.23		3-72の内	民有地	宅地	10.66		
	3-37	民有地	宅地	33.72		3-73	民有地	宅地	75.07		
	3-38	民有地	宅地	18.82		3-74の内	民有地	宅地	212.96		
	3-39の内	民有地	宅地	362.79		3-76の内	民有地	宅地	196.93		
	3-40	民有地	宅地	16.80		3-77の内	民有地	宅地	180.01		
	3-41	民有地	宅地	26.71		3-79の内	民有地	宅地	102.15		
3-42	民有地	宅地	17.15	3-82	市有地	宅地	248.91				
3-43の内	民有地	宅地	75.07	3-83	市有地	宅地	145.80				
3-44	民有地	宅地	276.90	3-86	市有地	宅地	147.45				
3-45	民有地	宅地	12.27	3-87	市有地	宅地	93.06				
3-46	民有地	宅地	64.47	3-88	民有地	宅地	110.23				
3-47	民有地	宅地	66.12	3-89	市有地	宅地	55.57				
				3-90	民有地	宅地	58.07				
				3-91	市有地	宅地	224.29				
				3-92	民有地	宅地	107.24				
				3-94	市有地	宅地	55.05				
				3-95	市有地	宅地	56.50				
				3-97	市有地	宅地	79.46				
				3-98	民有地	宅地	604.34				
				3-22	市有地	宅地	111.96				
				3-24	市有地	宅地	192.54				
				3-26	市有地	宅地	108.71				
				3-27	民有地	宅地	71.73				
				3-28	民有地	宅地	0.30				
				3-30	民有地	宅地	91.79				
				3-31	民有地	宅地	126.43				
				3-32	民有地	宅地	133.56				
				3-33	民有地	宅地	233.24				
				3-34	民有地	宅地	8.69				
				3-35	民有地	宅地	120.55				
				3-37	民有地	宅地	8.03				
				3-38	民有地	宅地	109.85				
				3-39	民有地	宅地	101.15				
				3-40	民有地	宅地	195.23				
				3-41	民有地	宅地	2.58				
				3-43	市有地	宅地	71.82				
				3-44	民有地	宅地	96.34				
				3-45	民有地	宅地	68.78				
				3-47	市有地	宅地	127.17				
				3-48	民有地	宅地	246.98				
	小計			7,251.42	小計			7,251.93			
	累計			91,167.46	累計			91,176.67			
城西二丁目	3-3の内	民有地	宅地	2227.43	城西二丁目					平成25年6月27日	3-3から分筆

史跡指定当初登記情報

現時点登記情報

平成26年3月18日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70	大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70		
	3-77の内	民有地	宅地	4.25		3-77の内	民有地	宅地	4.25		
	3-79の内	民有地	宅地	1.51		3-79の内	民有地	宅地	1.51		
	3-93	民有地	宅地	77.77		3-93	市有地	宅地	77.77		
	3-96	民有地	宅地	192.82		3-96	市有地	宅地	192.82		
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50	城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50		
	3-25	民有地	宅地	183.60		3-25	民有地	宅地	183.60		
	3-36	民有地	宅地	85.69		3-36	民有地	宅地	85.69		
	3-42	民有地	宅地	84.74		3-42	市有地	宅地	84.74		
	小計			738.58		小計			738.58		
	累計			91,906.04		累計			91,915.25		

平成27年3月10日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93	大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93		
	3-78の内	民有地	宅地	98.70		3-78の内	民有地	宅地	98.70		
	3-84	民有地	宅地	153.79		3-84	民有地	宅地	153.79		
	3-85	民有地	宅地	154.47		3-85	民有地	宅地	154.47		
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74	城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74		
	小計			792.63		小計			792.63		
	累計			92,698.67		累計			92,707.88		

平成28年3月1日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有者	地目	地積(m ²)		
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63	城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63		
	小計			181.63		小計			181.63		
	累計			92,880.30		累計			92,889.51		

表5 松本城跡の発掘調査履歴

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
1	S54	二の丸	二の丸御殿跡	史	二の丸1	史跡整備事業 (二の丸御殿跡公園整備)	松本城二の丸御殿跡	御殿跡の礎石列を確認
2	S55							御殿の各部屋を確認
3	S56							推定部屋割りの表示、北東隅槽の調査実施
4	S57							建物跡等の測量を実施
5	S58							土塁調査・遺物整理
6	S59							東外堀埋め立て部分のトレンチ調査等を実施
7	S61	二の丸	南隅槽跡付近	史	二の丸2	公園施設改修(電話ボックス改修)	史跡松本城南隅槽跡付近	槽に関する遺構は確認できず
8	S61	総堀	西不明門付近	—		周辺整備(地方事務所・保健所跡地整備)		
9	S61	外堀	西外堀	—	西外堀1	道路改良(市道排水路工事)		
10	S62-63	本丸	黒門	史	本丸1・2	史跡整備事業(黒門枳形二の門復元整備)	史跡松本城本丸黒門枳形二の門・同袖塀復元工事報告書	枳形内の整地面を確認
11	S63	外堀	北外堀	史	外堀1	道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城北外堀外側土塁	近代石垣裏側から180前半以降の石積み、堀幅を確認
12	S63	三の丸	西馬出	—	西馬出1	官公署改築(松本税務署改築)		部分的なトレンチ調査ながら堀を埋めた部分とみられる有機物堆積範囲を確認
13	H元	三の丸	葵馬場	—	三の丸葵馬場1	道路改良(市道宮新上金井線改良)		
14	H3	外堀	北外堀	史	外堀2	道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東惣堀土塁・北外堀外側土塁	
15	H3	三の丸	地藏清水井戸	—	地藏清水井戸	道路改良(市道宮新上金井線改良)	地藏清水井戸跡	絵図等のとおり二つ並んだ形で井戸跡を確認
16	H3	三の丸	土居尻	—	土居尻1	駐車場建設(大手門駐車場建設)	松本城三の丸跡	上級武士屋敷跡(宇野氏)の調査、水道施設として木樋・竹管などを確認
17	H3	三の丸	西馬出	—	西馬出2	官公署移築(丸の内消防署移築)	松本市城西西馬出遺跡	
18	H3	三の丸	作事所	—	作事所1	道路改良(市道宮新上金井線改良)		
19	H3	三の丸	柳町	—	柳町1	官公署移築(市役所東庁舎別棟新築)		
20	H3	二の丸	南側・西側一帯	史	二の丸3	イベント(松本城400年まつり)		トレンチ調査、八千俵蔵の礎石他を確認、旧制松本中学校校舎により大きく攪乱される
21	H2-3	二の丸	太鼓門	史	二の丸4	史跡整備事業(太鼓門石垣改修)	史跡松本城太鼓門枳形	礎石他の遺構を確認、台上は遺構なし、門復元のデータを得る
22	H3	総堀	東総堀	史		道路改良(市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東惣堀土塁・北外堀外側土塁	堀際から先の尖った木杭列を確認、総堀の幅の根拠を得る

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
23	H4	本丸	本丸	史		管理施設建替(管理事務所改築)		現地表下13cmから通路の三和土面を確認
24	H4	三の丸	作事所	—	作事所2	児童遊園跡トイレ移築		
25	H4	総堀	北総堀土塁	—	総堀1	道路改良(市道宮新上金井線改良)		
26	H4	二の丸	二の丸	史	二の丸5	イベント(松本城400年まつり)		
27	H8	三の丸	小柳町	—	小柳町1	商業施設(映画館建設)		
28	H8	外堀	南外堀	—	外堀3	確認調査(堀範囲確認調査)		南外堀三の丸側の位置、石垣残存状況を確認
29	H11	総堀	西総堀土塁	史	総堀2	道路改良(市道西堀線改良)		
30	H12-13	三の丸	土居尻	—	土居尻2	公共施設(中央地区公民館他建設)		
31	H13	外堀	北外堀	史	外堀4	史跡整備事業(石垣改修)		
32	H13	外堀	北外堀	史	外堀5	史跡整備事業(石垣改修)		
33	H14	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史		史跡整備事業(二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
34	H14-15	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸6	史跡整備事業(二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
35	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間開発(事務所改築)		
36	H15	三の丸	柳町	—	柳町2	民間開発(事務所兼住宅)		
37	H15	総堀	東総堀	史		史跡整備事業(石垣改修)	史跡松本城総堀跡	
38	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻4	民間開発(事務所兼住宅)		
39	H16	総堀	東総堀	史		史跡修復事業(石垣崩落・孕み出し)	史跡松本城総堀跡	
40	H15-16	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸7	史跡整備事業(二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認、また、築城以前の遺構を確認
41	H17	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸8			
42	H17	三の丸	大名町	—	大名町1	民間開発(店舗建設)	松本城三の丸跡大名町第1次	築城以前とみられる大規模な溝(堀)を確認
43	H18	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁1	史跡整備事業	史跡松本城西総堀土塁跡	確認調査
44	H18	内堀	南内堀	史	二の丸内堀1	史跡整備事業		
45	H18	外堀	南外堀	—	南外堀2	史跡整備事業		
46	H18	捨堀	捨堀土塁	—		地区公民館建設		
47	H18	総堀	東総堀土塁	—		民間開発(個人住宅)		
48	H18	三の丸	小柳町	—	小柳町2	民間開発(共同住宅)	松本城三の丸跡小柳町	中級武士の屋敷跡、下層には深志城時代の泥町遺構か
49	H19	外堀	西外堀	—	西外堀2	史跡整備事業		
50	H20	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁2	史跡整備事業(史跡公園整備)	史跡松本城西総堀土塁跡	西側総堀に唯一残る土塁遺構、総堀の尖状杭列も確認、成果をもとに整備
51	H20	内堀	西内堀	史		石垣修理事業		
52	H20	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間店舗兼共同住宅		
53	H24	三の丸	大手門枳形	—		保存を前提とした調査	松本城大手門枳形跡	
54	H22-26	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	
55	H24	本丸	埋門南側石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城埋門南側石垣	
56	H26	三の丸	土居尻	—		南・西外堀復元及び事業、内環状北線整備事業代替地		